

横芝光町立日吉小学校跡地活用事業  
公募型プロポーザル実施要綱

令和8年3月  
横芝光町財政課

## 目次

1	事業提案募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	事務局	5
4	主要設備等の維持管理	5
5	跡地活用事業提案の諸条件	6
6	プロポーザルへの参加について	8
7	審査及び評価方法	13
8	契約の締結等	14
9	その他	15

## 1 事業提案募集の趣旨

横芝光町立日吉小学校は令和8年3月末に光小学校と統合します。

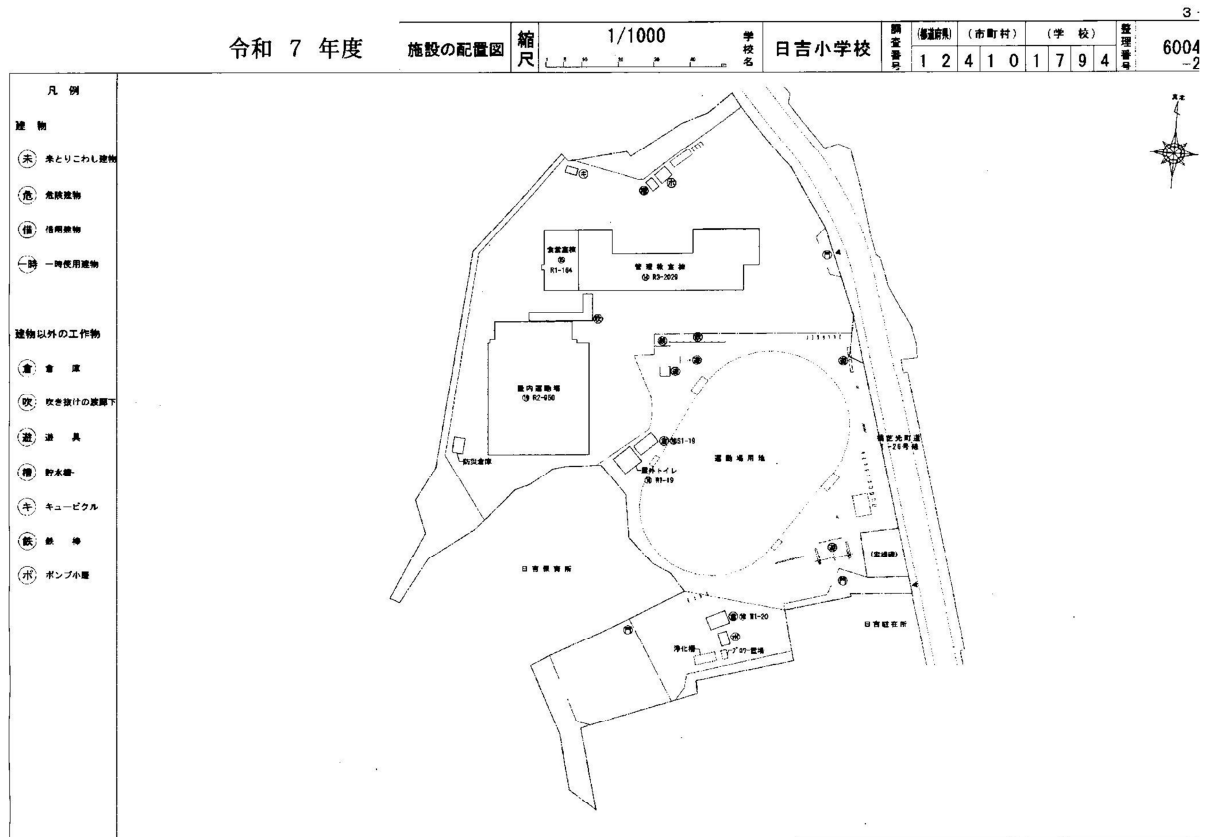
長い間、地域コミュニティの中心として、大切に使用されてきた小学校敷地及び建物（以下「旧学校等」という。）を地域の活性化や町の発展につながる取り組みに活用したいという考えから、旧学校等を借受け地域の活性化につながる事業計画を民間事業者等から幅広く募集するものです。

この要綱は、横芝光町立日吉小学校跡地活用事業（以下「本事業」という。）の契約候補者及び次点者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めています。

## 2 施設の概要

名 称	横芝光町立日吉小学校						
所 在 地	千葉県山武郡横芝光町篠本 5177 番地 ※JR横芝駅から約 6.5 km 車で約 13 分 ※銚子連絡道路 横芝光 IC から約 6.0 km 車で約 10 分 ※成田国際空港から約 13.3 km 車で約 20 分						
敷 地 面 積	13,604 m <sup>2</sup>						
主 要 建 物	施 設	建築年月	階数	構造	延床面積	耐震対策	備考
	校 舎	S58.7	3	RC	2,193 m <sup>2</sup>	不要	新耐震基対応済
	体 育 館	H27.3	2	RC	950 m <sup>2</sup>	不要	新耐震基対応済
	保有教室 ( )は教室数	普通教室(8)、理科室(1)、音楽室(1)、図工室(1) 家庭科室(1)、コンピュータ室(1)、図書室(1)、ランチルーム(1) ※詳細は P5「校舎案内図」参照					
主 要 設 備 等	設 備	説 明					
	用 水	上水道（八匠水道企業団）※受水槽・高架水槽あり					
	排 水	合併処理浄化槽（50人槽） ※校舎、体育館及び外トイレ共用					
	電 気	高圧受電設備 容量 255kVA、電圧 6,600V ※高圧受電設備内の低損失形変圧器（形式：SOU-YYCR【日立製】（動力 30KVA））が製造から 25 年以上経過しており、交換目安時期 2008 年 1 月（製造年月：1983 年 1 月）を超えて使用していることから更新することが推奨されています。 ※高圧受電設備内の高圧進相コンデンサ設備（形式：KL-8【三菱製】）が製造から 25 年以上経過しており、交換目安時期 2020 年 1 月（製造年月 2000 年 1 月）を超えて使用していることから更新することが推奨されています。					

	通信設備	光回線（回線契約は閉校後解約予定）
	ガス	LP ガス（ガスボンベは閉校後撤去予定）
	消防設備	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、排煙装置、非常放送設備、誘導灯
	空気調和設備	個別方式（平成 12 年更新）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧学校等を指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として指定していることから、当町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難所等を開設する場合には、避難者の受入先として最優先で使用させていただくこととなります。体育館については、避難所等として常時利用可能な状態を維持しておく必要があることから、物品等を保管する倉庫等としての利用は出来ません。また、避難所等を開設した場合の施設使用料は無料とし、避難所等の開設により、借受者の事業が停止したことにより、損害が発生した場合でも、町に対してその損害を請求することが出来ないものとします。</li> <li>・敷地内に防災備蓄倉庫、防災井戸及び防災行政無線屋外拡声子局が設置されていますが、移設等の協議には応じられません。（維持管理は町で行います。）</li> <li>・契約締結後に町防災担当課と協議の上、別途、災害時に係る協定書を締結させていただくことを予定しています。</li> </ul>	



令和 7 年度

平面図

縮尺

1/500

学校名

日吉小学校

課番号

124

区番号

110

市町村

179

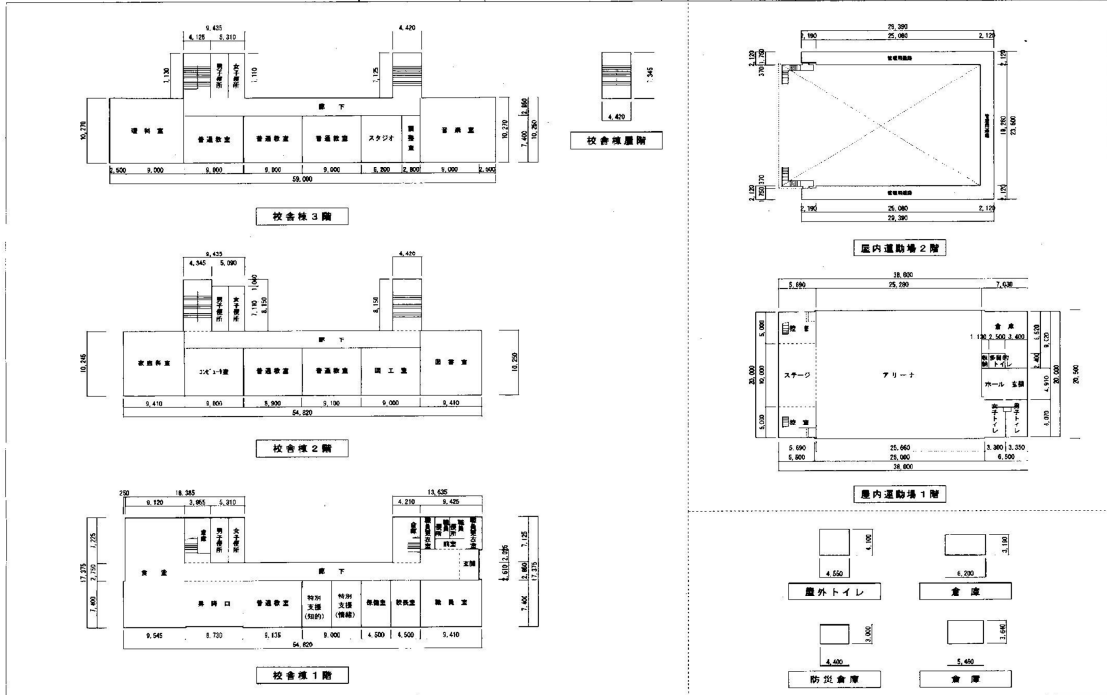
学校

4

校舎番号

6004

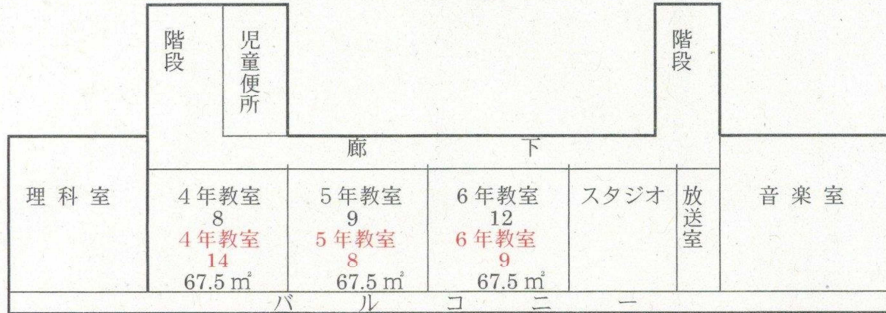
-3



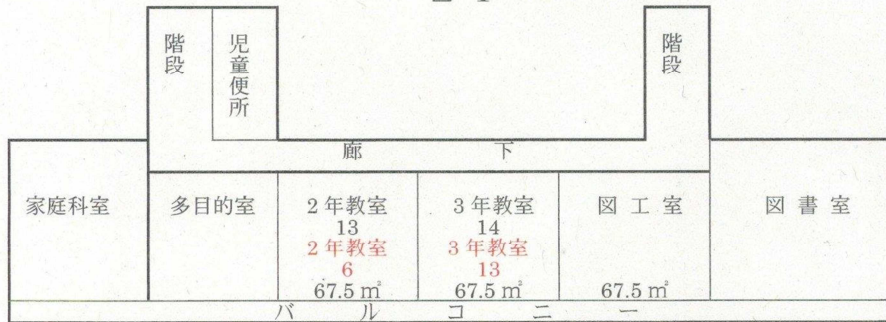
# 校舎案内図

横芝光町立日吉小学校  
令和6年度  
令和7年度

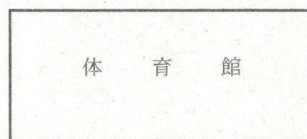
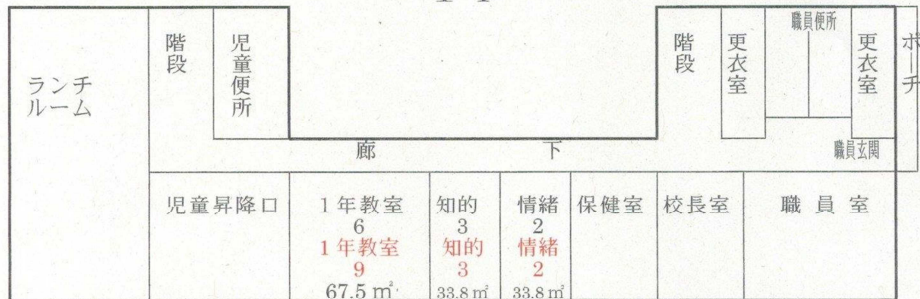
## 3 F



## 2 F



## 1 F



### 3 事務局

本事業のプロポーザルに関する問合せ先及び書類の提出先は以下のとおりです。

横芝光町役場 財政課 管財班

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

電話 0479-84-1218

ファクシミリ 0479-84-2713

電子メール zaisei@town.yokoshibahikari.chiba.jp

### 4 主要設備等の維持管理

主要設備等の維持管理について、法令により点検等が義務付けられている主なものは以下に示すとおりですので、借受人の責任と費用負担において適正に行ってください。また、この他借受人が実施する事業内容に応じて必要となる手続き等は、関係法令に基づき、借受人の責任と費用負担において適正に実施してください。

#### ①用水

八匝水道企業団による給水区域です。受水槽の容量が10m<sup>3</sup>を超えているため簡易専用水道となり、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく点検等が必要です。

#### ②排水

合併処理浄化槽により処理していた施設です。浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく点検等が必要となります。

事業内容や汚水処理量に応じて合併処理浄化槽の増設等が必要となる場合には借受人の責任と費用負担により行ってください。

#### ③電気

施設内配線及び引込線等は撤去せず閉校時のままの状態となっています。施設内配線の変更・増設や追加で電気の引込が必要となる場合には、町及び供給事業者と協議の上、借受人の責任と費用負担により行ってください。

また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく高圧受電設備の点検等が必要となります。

#### ④通信設備

ルーター等のWi-Fi関連機器、PC等については閉校後撤去予定ですが電話交換機、多機能電話機、光回線の引き込み線及び施設内配線は閉校時のままの状態となっています。

施設内配線の変更・増設が必要となる場合には、町及び通信事業者と協議の上、借受人の責任と費用負担により行ってください。

#### ⑤ガス

都市ガス供給エリア外となります。プロパンガスの使用については、ガス事業者と協議の上、借受人の責任と費用負担により行ってください。

#### ⑥消防設備

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検等が必要となります。事業内容に応じて必要となる設備等については借受人の責任と費用負担において設置してください。

また、賃借期間内に耐用年数の期限が到来したものや動作不良が生じた箇所については、借受人の責任と費用負担により交換や修繕による更新を適切に行ってください。

#### ⑦空気調和設備

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく点検等が必要となります。

### 5 跡地活用事業提案の諸条件

#### (1) 提案に求める事項

- ①地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮すること。
- ②旧学校等を適切に維持管理しつつ、有効な利活用方法により事業運営する提案であること。
- ③事業の継続性が高いと見込まれる提案であること。
- ④産業振興や福祉の向上、雇用促進その他住民サービス等地域活性化に資する事業とし、借受人の考え方による地域貢献の提案をすること。
- ⑤事業所の開設及び施設の改修・運営に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等の関係法令、条例等を遵守し適切に対応すること。
- ⑥騒音や振動、その他の公害等により周囲に悪影響を及ぼさない事業であること。特に隣接地において民間保育所が開設・運営されていることから十分留意した提案であること。
- ⑦地域社会との協調に努め、次に掲げる全ての事項を遵守すること。
  - ア 敷地内の雑草管理や樹木の剪定管理を適切に行い、常時美観を保つこと。
  - イ 敷地内の遊具は、借受人の責任と負担において安全点検等を実施し維持管理を行うこと。なお、移設等を行う場合は事前に町と協議を行い、承諾を得た上で借受人の負担により実施すること。（移設及び現状復旧経費を含む。）

#### (2) 貸付条件

貸付条件は、町と契約候補者が協議の上、別途、契約書により定めるものとします。基本的な町の考え方は以下のとおりです。

##### ①貸付施設

旧学校等は一括貸付けとし、次の用途で使用することは認めません。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所、又はその他これに類するものの用に供すること。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業、又はその他これらに類するものの用に供すること。
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所、又はその他これ

に類するものの用に供すること。

## ②貸付方法

原則として旧学校等の敷地は有償、建物は無償での貸付けとします。無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることについては、横芝光町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成18年横芝光町条例第55号）に該当する場合を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定により町議会の議決（可決）が必要です。

契約候補者は、基本協定締結後から契約締結までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、地域住民の意見等を十分に聴取した上で可能な限り事業計画への反映に努めるものとします。

※地域住民の理解が得られず合意に至らなかった場合は、契約締結は行いません。

## ③貸付期間

令和9年4月1日から10年以上とします。ただし、契約の始期については別途協議により変更となることがあります。また、町及び借受人のいずれからも特段の申出が無い場合は、契約を更新することができるものとし、以後同様とします。

ただし、地方自治法第96条の規定により町議会の議決を経た上で貸し付けている場合は、契約の更新に関する議決（可決）が必要となります。

## ④賃借料

旧学校等の建物については、借受人の負担により適切に維持管理を行い、事業運営を行うことを前提として、無償による貸付けを想定しています。

旧学校等の敷地については、借受人の負担により適切に維持管理を行い、事業運営を行うことを前提として、原則有償による貸付けとし、借受希望価格を基に契約締結時に協議を行うこととなります。提案にあたっては、事業計画及び資金計画に基づき、実現可能な価格（町が定める賃貸借基準額以下でも可）で借受希望価格書（様式6）により提案してください。

なお、借受希望価格に対する評価については、別紙「横芝光町立日吉小学校跡地活用事業公募型プロポーザル審査基準書」（以下、「審査基準書」という。）を参考にしてください。

## ◎町が定める賃貸借基準額

年間2,938,464円（13,604㎡×216円/㎡）

## ⑤引き渡しの状況

現状有姿で引き渡すことから、利活用方法に応じて必要となる施設の改修や維持管理等（旧学校等の維持管理を適切に行うために必要となる修繕及び更新費用を含む。）に係る一切の経費は借受人の負担とし、町は負担しません。

なお、施設改修や維持管理等（旧学校等の維持管理を適切に行うために必要となる修繕及び更新費用を含む。）により設置した設備について、主体構造物と分離

することが困難な部分については契約期間満了後に町に帰属させることができるものとします。

⑥転貸等の禁止

借受人は契約期間中に第三者への転貸、借受人の地位の譲渡、提案事業以外への用途変更及び地上権その他の使用又は収益を目的とする権利の設定をすることはできません。ただし、転貸については、町が事業内容を承認した場合に限り、実施できるものとします。

⑦契約不適合責任

契約締結後に、旧学校等について数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあつた場合でも、町は貸主としての責任を負いません。

⑧借受人が負担する費用

- ア 契約に要する費用
- イ 旧学校等の維持管理を適切に行うために必要となる修繕及び更新費用
- ウ 事業を実施する上で新たに必要となる旧学校等の整備及び改修費用
- エ 事業遂行のために必要な各種調査費用
- オ 光熱水費及び建物の維持管理に要する費用
- カ 建物等に対する損害保険料
- キ 貸付期間中における破損等に係る修繕費用
- ク 旧学校等の敷地内樹木等の維持管理に要する費用
- ケ 契約期間満了後における原状回復に係る費用
- コ その他適正な跡地利活用に必要となる費用

6 プロポーザルへの参加について

(1) スケジュール（募集開始から契約候補者及び次点者の選定まで）

内 容	日 程	備 考
募集開始	令和8年3月17日（火）	
現地見学会参加申込期限	3月31日（火）	様式1
現地見学会	4月 6日（月） ～ 4月 8日（水）	
質問書提出期限	4月13日（月）	様式2
参加申込書類提出期限	4月24日（金）	様式3、様式5（共同参加者は様式4、様式5）
参加資格確認の結果通知	5月13日（水）	
企画提案書類提出期限	6月10日（水）	様式6
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	6月18日（木）	
審査結果通知	6月24日（水）	

※各日程は募集開始時点の予定であり、変更となる場合があります。

(2) 参加資格

法人又は本実施要綱「8 契約の締結等」 「(1) スケジュール（契約候補者及び

次点者選定から貸付開始まで)」に示す基本協定締結までに法人格を取得する予定の団体（以下「法人格取得予定団体」という。）とし、下記①から⑨の要件のいずれにも該当しない者とします。

なお、複数の法人又は複数の法人格取得予定団体が共同で参加する場合（以下「共同参加者」という。）は、下記①から⑨の要件のいずれにも該当しない者であることに加え、次のアからウの全てを満たさなければならないものとします。

ア 共同参加者の中から代表者を1名選定すること

イ 共同参加者が他の提案に係る構成員になっていないこと

ウ 共同参加者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること

また、同一の法人又は法人格取得予定団体が複数の事業提案をすることはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であって当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者
- ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- ④宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- ⑤横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成23年横芝光町告示第81号）に基づく指名停止、又は横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年横芝光町告示第11号）に基づく入札参加除外を受けた者
- ⑥電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は契約候補者及び次点者選定日前6ヵ月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- ⑧民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
- ⑨国税及び地方税を滞納している者

### （3）現地見学会

本事業のプロポーザルへ参加を予定する法人及び法人格取得予定団体又は共同参加者を対象に現地見学会を実施します。

現地見学会への参加を希望する法人及び法人格取得予定団体又は共同参加者は下記により書類を提出してください。

なお、現地見学会は任意参加とし、本事業のプロポーザルへの参加を強制するものや審査に影響するものではありません。

#### ①実施日時

令和8年4月6日（月）から4月8日（水）のいずれかの日の午前10時から正午（予定）までとします。

なお、現地見学会参加申込書に記載された希望日に基づき現地見学会参加申込書の提出締切後に事務局より連絡をさせていただきますが、同一日で希望者が多数となった場合等には、実施日を調整させていただく可能性があります。

②提出書類

現地見学会申込書（様式1）

③提出期限

令和8年3月31日（火）午後5時まで

④提出方法

事務局まで電子メールにて提出してください。なお、到着確認後に事務局より受付メールを返信しますので、提出後3日以内に返信がない場合は事務局まで電話にてお問い合わせください。

⑤参加人数

法人又は法人格取得予定団体は5名以内、共同参加者は10名以内

⑥留意事項

ア 現地集合・現地解散となりますので、現地への交通手段は現地見学会に参加する法人及び法人格取得予定団体又は共同参加者で手配してください。

イ 上履きを必ず持参してください。

ウ 現地見学会時には本実施要綱に記載してある事項や一般的な事項以外の質問にはお答えできかねますので、本事業のプロポーザルに関して質問がある場合には「(4) 質問の受付、回答」により質問書を提出してください。

(4) 質問の受付、回答

質問がある場合には、質問書（様式2）を提出してください。なお、事務局への電話や窓口での質問には応じることができかねますのでご了承ください。

①質問書受付期間

令和8年3月17日（火）から令和8年4月13日（月）までの  
午前8時30分から午後5時まで

②提出方法

事務局まで電子メールにて提出してください。

③回答方法

質問書に対する回答は令和8年4月17日（金）までに町ホームページで公表します。なお、回答には質問者の氏名等は公表しません。

④留意事項

回答の公表をもって本実施要綱を修正又は追加したものとして取り扱うこととします。なお、単なる意見の表明と解されるものについては回答しない場合があります。また、原則として質問は原文のまま公表しますので、企画内容等、公表に支障のある内容については記載しないようにしてください。

(5) 参加申込書類の提出

本事業のプロポーザルに参加しようとする法人及び法人格取得予定団体又は共同参加者は、下記により参加申込書類を提出してください。

### ①受付期間

令和8年3月17日(火)から令和8年4月24日(金)までの  
午前8時30分から午後5時まで  
※土曜日、日曜日、祝日を除く。

### ②提出方法

事務局まで持参又は郵送(必着)してください。なお、郵送による提出の場合は郵送中の事故に伴う遅延等に関して町は一切責任を負いません。

### ③提出書類

次のアからウの書類を1部提出してください。なお、共同参加者はイ及びウについては構成員となる事業者全員分の書類を提出してください。

ア 参加申込書(様式3(共同参加者は、様式4))

イ 参加資格申出書(様式5)

ウ 参加資格の確認に関する書類

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

  - ※直近3か月以内に発行されたもの

- ・印鑑登録証明書(本社分)

  - ※直近3か月以内に発行されたもの

- ・前年度の事業報告書(写し)(本社分)

- ・前年度の収支(損益)計算書(写し)(本社分)

- ・前年度の貸借対照表及びキャッシュフロー計算書(写し)(本社分)

- ・国税及び地方税の納税証明書(直近年度分の未納がないことが確認できるもの。)(本社分)

  - ※直近3か月以内に発行されたもの

※新規に法人を設立する場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合には、あらかじめ事務局に連絡をしてください。

## (6) 参加資格確認

「6 プロポーザルへの参加について」「(2) 参加資格」に記載の参加資格の有無を確認します。参加資格確認の結果については、参加申込書類を提出した法人及び法人格取得予定団体又は共同参加者に対し令和8年5月13日までに電子メールにて通知します。ただし、共同参加者には代表者にのみ通知するものとします。

## (7) 企画提案書類の提出

参加資格確認の結果、参加資格を有することが確認することができた法人及び法人格取得予定団体又は共同参加者(以下「参加者」という。)は下記により企画提案書類を提出してください。

### ①受付期間

参加資格確認の結果を受けた日から令和8年6月10日(水)までの  
午前8時30分から午後5時まで  
※土曜日、日曜日、祝日を除く。

### ②提出方法

事務局まで持参又は郵送（必着）してください。なお、郵送による提出の場合は郵送中の事故に伴う遅延等に関して町は一切責任を負いません。

### ③提出書類

次の事項を記載した企画提案書類(任意様式)を16部（原本1部、写し15部）提出してください。なお、共同参加者は、それぞれの使用範囲や役割が明確にわかる書類を作成し、提出してください。

ア 利活用に関する基本理念・方針（コンセプト・テーマ、将来性など）

イ 提案又は事業の概要

（事業の実現性・継続性、周辺住民への配慮、町の魅力向上など）

ウ 具体的な利活用計画

（土地・建物の特性を生かしているか、十分に計画され、安定性のある運営体制・無理のないスケジュールなど）

エ 参加者が利活用することにより町が得られるメリット

（地域資源の活用、地域住民との交流や連携、施設開放の考え、雇用拡大や次世代の育成支援など）

オ 借受希望価格書（様式6）

※全て左側に2穴パンチを施し、右側にインデックスを付した上で、上記の  
アからオを1部ずつ左上をクリップでまとめてください。

※企画提案書類については、審査基準書「別表2 横芝光町立日吉小学校跡地活用事業公募型プロポーザル採点基準」を参考として、参加者において必要となる書類を作成してください。

### (8) 留意事項

- ①「6 プロポーザルへの参加について」「(5)参加申込書類の提出」及び「(7)企画提案書類の提出」の作成、提出書類の取得のほか、本事業のプロポーザルの参加に必要な一切の費用は参加者の負担とします。
- ②参加申込書類及び企画提案書類等町へ提出する書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位としてください。
- ③町が追加提出を求めた場合を除き、提出された書類の内容変更・追加・差し替えは認めません。
- ④提出された書類等は、返却しないものとします。また、本事業のプロポーザルが終了した後についても取り扱いは町に帰属するものとなります。

### (9) 参加辞退

「6 プロポーザルへの参加について」「(5)参加申込書類の提出」後から「7 審査及び評価方法」に記載するプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行うまでの間に、本事業のプロポーザルへの参加を辞退する場合は、事務局へ参加辞退届（任意様式）を提出してください。

なお、参加辞退によって、今後町が公募する事業等に影響を及ぼすものではありません。

ません。

## 7 審査及び評価方法

### (1) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

#### ①選定方法

参加者から提出された企画提案書類を基にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、「横芝光町立日吉小学校跡地活用事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査基準書に基づき審査・評価をし、得点化したものを評価点とします。選定委員会の各委員の評価点を合計したものを総合評価点として算出し、最も優れた提案をした提案者（以下「最高得点者」という。）を契約候補者として、次に優れた提案をした提案者を次点者として選定する。

ただし、総合評価点が配点合計（120点×審査を行った選定委員会の委員数）の6割（以下「最低基準点」という。）に満たない場合は、プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領第13条第5項の規定により、当該提案者を契約候補者及び次点者として選定しません。

#### ②実施方法

##### ア 実施日

令和8年6月18日（木）

##### イ 実施場所

横芝光町役場

##### ウ 所要時間

40分程度とします。

（企画提案の説明20分以内、委員会からの質疑20分程度）

※パソコン等の接続を行う場合は、企画提案の説明開始前に5分間の準備時間を設けます。

#### ③出席者

法人又は法人格取得予定団体は3名以内、共同参加者は5名以内

#### ④機材等

説明のためのプロジェクター（パソコンとの接続ケーブル含む。）、スクリーン及び電源は町で用意しますので、パソコンや電源ケーブル等その他説明に必要な備品は参加者が用意してください。

※接続端子はHDMI（タイプA）となるため対応していないパソコンを使用する場合は、当該端子へ変換するためのアダプタを持参してください。パソコンや電源ケーブル等マイク及び付随する音響装置を使用する場合は、参加者が用意してください。

### (2) 審査の結果

審査結果については、令和8年6月24日（水）に町ホームページで契約候補者及び次点者を公表するほか、全ての参加者に電子メールにて通知します。総合評価点について、参加者から文書（任意様式）による申請があった場合は、申請者自身

の各項目得点及び総合評価点並びに契約候補者の総合評価点を開示します。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

(3) 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者のみであった場合にも審査を行なうものとし、総合評価点が最低基準点に満たない場合は、契約候補者として選定しません。

(4) 最高得点者が2者以上ある場合の取り扱い

最高得点者が2者以上ある場合には、評価項目「提案又は事業の概要」の得点が最も高い者を契約候補者として、次に得点が高い者を次点者として選定します。それでも同点の場合は、評価項目「借受希望価格(様式6 借受希望価格書)」の金額が最も高い者を契約候補者として、次に金額が高い者を次点者として選定します。

## 8 契約の締結等

(1) スケジュール(契約候補者及び次点者選定から貸付開始まで)

内 容	日 程	備 考
契約候補者との協議	契約候補者選定後	
基本協定締結	契約候補者選定後から4週間	
地元説明会	後日の協議により決定	
契約締結	令和9年1月頃	
貸付開始	令和9年4月1日～	

※各日程は募集開始時点の予定であり、変更となる場合があります。

(2) 契約候補者との協議

町と契約候補者は、相互に協力しながら本事業を円滑に進めるため、事業内容や権利義務、契約に向け必要な事項について協議を行います。

(3) 基本協定の締結

町と契約候補者は、協議により確認した事項を踏まえ、契約の締結までの間における基本的な事項を定めた基本協定を締結します。

(4) 地元説明会

契約候補者は、事業内容等について地域住民を対象とした地元説明会を開催し、地域住民の意見等を十分に聴取した上で可能な限り事業計画への反映に努めるものとし、

なお、開催日時及び場所等については町と協議の上、決定するものとし、

(5) 契約の締結

基本協定に基づき協議を行い、町及び契約候補者の双方が合意に達した場合、契約を締結します。ただし、次に掲げる①から③のいずれかに該当した場合には契約を締結しません。なお、契約締結に至らなかった場合でも、それまでに要した費用

等について、町は一切補償しません。

- ①地域住民の理解が得られず合意に至らなかった場合
- ②地方自治法第96条の規定に係る議会の議決（可決）が得られなかった場合
- ③国及び成田国際空港株式会社等の関係機関との協議が整わなかった場合

#### （6）次点者の取り扱い

契約候補者と基本協定の締結又は契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約候補者とし「（1）スケジュール（契約候補者及び次点者選定から貸付開始まで）」に定める手続きを行なうこととします。

なお、契約候補者と契約の締結に至った場合には、次点者として選定されたことの効力を失うものとし、今後、町が公募する事業等に優位性を持つものではありません。

## 9 その他

### （1）失格事項

募集開始から契約候補者及び次点者の選定までの期間に次に掲げる①から⑥のいずれかに該当した場合は、契約候補者及び次点者としての権利を取り消し、失格とします。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②期限を守らなかった場合
- ③参加資格を満たさなくなった場合
- ④選定委員会の委員又は関係者に本事業のプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ⑤審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に出席しなかった場合
- ⑥前各号に定めるもののほか、本事業のプロポーザルの実施にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

### （2）開示請求について

横芝光町情報公開条例（平成18年横芝光町条例第8号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、募集開始から契約候補者及び次点者の選定までの期間は開示の対象としません。

### （3）信用調査について

参加者の経営状況等を分析するために業務委託による信用調査を実施する場合があります。決算書の提出等、受託業者から調査への協力依頼があった場合には、円滑な調査にご協力ください。